

リージョナル・プラクティス・グループ (ジャパンデスク)

概要

ASEAN 地域、それは現在最も経済成長が著しい地域の1つであり、魅力的な投資先として世界中から注目されています。とりわけ、シンガポールは貿易に対する寛容な規制、技術革新の早さ、優れた人材が集結していること、また安定した政治体制から、ASEAN 地域における最適なビジネスハブとして認知されています。ASEAN 地域でビジネスの立ち上げ又は事業拡大を予定する企業にとっては大変魅力的な国といえます。

1960 年以降、日本はシンガポール及び ASEAN 地域に対する投資国として常に世界トップ5 に入ってきました。当初の投資分野は製造業が中心であったものの、現在では研究開発、インフラ、サービス分野等にまで拡大しています。シンガポールはビジネスハブとしての地位を確立しているため、多くの日系企業が ASEAN 地域の地域統括拠点としてシンガポールを選択しています。

そして、当事務所は ASEAN 地域に 400 人以上、グローバル全体では約 160 拠点に 5,900 人以上の弁護士を擁し、日系企業が今後事業を更に拡大する場合にも、必要なリーガルサービスを世界中でワンストップに提供できる専門的スキルと確かな経験を有しております。

デントons・ロダイク&デヴィッドソン法律事務所について

デントons・ロダイク&デヴィッドソン法律事務所は、1861 年に創立以降、シンガポールにおいて最も古く、最大規模の法律事務所として国内外のクライアントから信頼され続けています。フルサービスを提供する大手法律事務所として、今日では約 200 名の弁護士が所属しています。

当事務所は、長年にわたり主要な弁護士評価機関からも高い評価を頂いております。シンガポールの政府・行政機関や国の民間分野の主要機関とも強い顧客関係を維持しており、クラ

イアントに最高の質の法務アドバイスを提供できるものと自負しております。

ASEAN 地域における当事務所のプレゼンスはますます高まっています。シンガポールとミャンマーのオフィスに加え、当事務所は 2018 年にインドネシア (Dentons HPRP) とマレーシア (Zain & Co.)、2022 年にベトナム (LuatViet)、2024 年の 2 月にフィリピン (PJS Law) のトップ法律事務所と提携いたしました。と統合し、共にデントonsの ASEAN 地域拠点を築いております。その国・地域の法律、言語、商習慣に関する知識をフルに活用し、グローバルな視点も持ち合わせてクライアントのビジネスに最適な法務アドバイスをご提供いたします。デントons・ロダイク&デヴィッドソン法律事務所のより詳しい情報につきましては、dentons.rodyk.com をご覧ください。

当事務所はシンガポール有数のフルサービス法律事務所として、大手日系企業を含む幅広いクライアントを代理しています。以下が当事務所のプラクティス分野になります。

- ・ 仲裁
- ・ バンキング・ファイナンス
- ・ キャピタルマーケット
- ・ 競争法・独禁法関連
- ・ 建設関連
- ・ コーポレート
- ・ 雇用
- ・ エネルギー
- ・ フランチャイズ・流通
- ・ インフラ・官民連携事業 (PPP) 関連

- ・ 保険
- ・ 知的財産・テクノロジー
- ・ イスラム金融
- ・ ライフサイエンス
- ・ 訴訟・紛争解決
- ・ M&A
- ・ プライバシー・サイバーセキュリティ
- ・ プライベートエクイティ
- ・ 不動産
- ・ 組織再編・会社破産・個人倒産
- ・ 租税法務
- ・ 信託・相続・富裕層関連
- ・ 貿易・WHO・税関
- ・ 運送関連（海事法）
- ・ ホワイトカラー犯罪・政府機関による捜査関連

主要実績

コーポレート・M&A

- ・ **日本産業パートナーズ:** 2023年日本最大のM&A案件である(株)東芝の買収について、シンガポール法に関する様々な側面から支援しました。この案件は、ALB Japan Law Business Award 2024のM&Aディール・オブ・ザ・イヤー（プレミアム）を受賞しました。
- ・ **三井物産株式会社:** がん診断薬会社MiRXES Holding Company Ltd.のシリーズD資金調達における三井物産の法律顧問を務めました。
- ・ **PanasonicがRFNet Technologies Pte Ltd (以下、「RFNet」):** の多数株主から株式を取得しRFNetから追加出資（金額は非公開）を引き受ける取引に関し、アドバイスを提供しました。RFNetはシンガポールを拠点とする、ワイヤレス、監視、ネットワークキングのソリューション開発をビジネスとする企業です。本取引終了後、PanasonicはRFNetの主要な株主となります。
- ・ **Panasonic Corporation (以下、「Panasonic」):** Panasonic が3 社の子会社をUTAC Manufacturing Services Limited に売却するにあたり締結した売買契約書に関しアドバイスを提供しました。UTAC Manufacturing Services Limited はUTAC Holdings Ltd の完全所有子会社で、シンガポールを本社に置く大手半導体試験装置・組み立てサービスプロバイダーです。これにより部門売却された3 子会社は戦略的にシンガポール、インドネシア、及びマレーシアで半導体試験場及び組み立て工場を運営しています。UTAC による総買収額はUS\$116.5 million で、譲渡移転期間におけるサービス提供契約を含み、5 年間かけて支払債務が完了します。
- ・ **Panasonic Healthcare Holdings Co., Ltd. (以下、「Panasonic」):** シンガポールカウンセルとして、Panasonic に対しBayer Aktiengesellschaft が持つ糖尿病ケアビジネスの事業買収に関しアドバイスを提供しました。いくつかの法域にまたがった本事業買収の総対価はEUR 1 billion で、独立法人として新設立されたAscensia Diabetes Care が買収した本糖尿病ケアビジネス事業の運営をするに至りました。
- ・ **Crops Corporation (以下、「Crops」):** Crops に対し、Innovare group (以下、「Innovare」) の買収に関してアドバイスを提供しました。Crops は日本で携帯電話販売及びサービスの提供を基幹事業とし、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場しています。Innovare はワークフォース・マネジメントグループとして、コンプライアンスリスク管理及びコントラクターの給与管理の為にビジネスソリューションを提供しています。Innovare はシンガポールを本社とし、アジア太平洋地域17 か国に14 の子会社を有しています。
- ・ **Dowa Holdings Co. Ltd (以下、「Dowa」):** 日本市場に上場するDowa に対し、同社がModern Asia Environmental Holdings Inc (以下、「MAEH」) の発行済み全株式を取得し子会社化した件に関してシンガポールカウンセルを務めました。MAEH は4 種の廃棄物処理事業及び東南アジア3 か国（シンガポール、インドネシア及びタイ）において廃棄物処分施設を運営しています。
- ・ **T2 Asia-Pacific Table Tennis League (以下、「T2 アジア太平洋卓球リーグ」):** アジア太平洋地域で初のプロ卓球リーグである、T2 アジア太平洋卓球リーグがその株式20%をDentsu Sports Asia (以下、「DSA」) に売却するに当たり、アドバイスを提供しました。DSA は世界最大の大手広告メディア企業の一つであるDentsu Inc.のスポーツマーケティング会社で、シンガポールに拠点を置いています。
- ・ **Parco Co Ltd (以下、「Parco」) 及びThe Seiyu Ltd (以下、「Seiyu」):** Parco 及びSeiyu が運営する百貨店事業を展開するシンガポール子会社が、CapitaLand Limited が完全所有する子会社に対しS\$139 million の全株式を売却するに際し、アドバイスを提供しました。
- ・ **Sumitomo Chemical Asia Pte Ltd (以下、「Sumitomo Chemical」):** Sumitomo Chemical に対し、同社の組織再編、従業員の転籍、及び組織再編に起因する税務関連問題につき、アドバイスを提供しました。
- ・ **Daiwa Securities Group Inc. (以下、「Daiwa」):** Daiwa グループ法人のシンガポールカウンセルを務めました。同社はAccordia Golf Trust (以下、「AGT」) がシンガポール証券取引所のメインボードにてIPO を行う際に、発行マネジャー及び引受人を担当、またシンガポール規制法及びコンプライアンス問題に関し、AGT のトラスティマネジャー及びアセットマネジャーを担当しました。AGT は日本を中心に、安定した収益を生み出しているゴルフ場、ゴルフ練習場、及び世界中のゴルフ場関連資産への投資を基幹ビジネスとしています。
- ・ **Resona Bank Limited:** 独立系投資銀行であるSAC Capital Private Limitedの15%株式取得及び業務提携に関して株式会社りそな銀行を代理しました。SAC Capital Private Limitedは主にシンガポールでカタリスト市場における資金提供、上場申請、株式引受・売出し業務、株式調査、M&Aアドバイザーサービス等を提供しています。
- ・ **Chunichi Copro Holdings Co., Ltd:** Lian Cheng Contracting Pte Ltd及びWisdom Environmental Services Pte Ltdの買収案件に関し中日コプロホールディングス株式会社を代理しました（買収額は非公開）。中日コプロホールディングスは7つのグループ企業を持ち、清掃・ビルメンテナンス事業、物流サービス事業、福祉介護業界への人材支援サービス事業、工事業業を運営しています。Lian Cheng Contracting Pte Ltd及びWisdom は30年以上に渡って清掃、自然保護事業、不動産マネジメント管理事業を営んでいます。

- **旧ANA Hotels (現在はSC Global Limited)** : 旧ANAホテルのS\$118.9 million相当の唯一の資産の売却及び4つのレジデンシャルプロジェクトの取得が伴うリバーステイクオーバー取引に関し代理しました。

競争法・独禁法関連

- **大手日系自動車製造メーカー** : 販売店契約、小売価格設定及び競争抑制を含む競争法関連の様々な問題点についてアドバイスを提供しました。自動車製造業界における規制当局による精査が世界的に厳しくなっている中、競争法観点から製造者側のビジネス戦略に関する制限事項についてアドバイスを受けることは大変重要です。競争が激しく市場飽和したインダストリー内において、積極的なビジネス戦略を広がりつつある規制管理に対し常に適応させていくことが求められています。
- **多国籍貨物運送会社** : MOL Logistics (Japan) Co Ltd 及びその現地子会社であるMOL Logistics (Singapore) Pte Ltd, “K” Line Logistics Ltd 及びその現地子会社である“K” Line Logistics (Singapore) Pte Ltd に対し、CCCS による初の国際カルテル調査に関し代理しました。
- **Japan Airlines International Co Ltd 及び American Airlines Inc (以下、「共同出願者」)** : 共同事業契約及びアライアンス契約 (以下、総称して「共同事業契約」) に関し、Competition Act (Cap. 50B) (以下、「シンガポール競争法」) 第44 条に規定される Notification Application for Decision の届出に際しアドバイスを提供しました。本共同事業契約は2011 年4月7 日にCCCS により競争法違反には当たらないと判断されました。CCCS の本決定によりワンワールドアライアンスメンバーである共同出願者はシンガポールにおける共同事業契約の実施が認められ、日本を経由したシンガポール-米国間の太平洋横断路線で共同運航を開始し、協力レベルを高めることになりました。本共同事業契約締結により同2 社は顧客に対する商品及びサービスの質の最適化及び拡大を目的に協業することとなり、その他競合のグローバル航空アライアンスに対し、より効果的な競争力を高める結果となりました。弊所は共同出願者を代理し、約4 か月に及ぶ届出提出の為の審議及び厳しい精査の後、CCCS は2011 年4 月7 日、本共同事業契約はシンガポールにおいて市場競争に良い経済効果をもたらすものであり、シンガポール競争法第34 条違反には当たらないとして同法の適用除外を認定する公式のクリアランスを発表しました。
- **Panasonic Corporation** : シンガポールの現地リーガルカウンセラーとして同電機会社及び現地子会社に対し、価格協定に関するCCCS の調査に関し代理しました。

バンキング・ファイナンス

- **シンジケート団** : シンジケート団に対し、シンガポール最大の電力会社かつ流通業者である、Senoko Power Limited (以下、「SenokoPower」) の買収を目的とした日系コンソーシアムによるS\$2.9 billion のブリッジローン融資に関しアドバイスを提供しました。Senoko Power はシンガポール最大の電力供給会社かつ流通業者で、Temasek がシンガポール電力業界の民営化の試みの一部として売却を計画していた3 つの発電所のうちの2 番目になります。
- **Standard Chartered Bank 及び The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (アレンジャー団)** : HSBC Institutional Trust Services (Singapore) Limited に対するS\$650 million のシンジケートタームローン融資に関し、CapitaCommercial Trust として知られる不動産投資トラストのトラスティとして、シンガポールのOne George Streetの買収融資に際し、アドバイスを提供しました。
- **United Overseas Bank, Development Bank of Singapore 及び The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ** : Wing Tai Holdings Limited とCity Development Limited により共同出資で設立した合併会社に対するS\$547.77 million の融資に際し、アドバイスを提供しました。同合併企業は、これによりシンガポールの18 Anderson Road の一括購入及びその後のコンドミニアム開発プロジェクトの資金調達を行いました。
- **SBI FMO Emerging Asia Financial Sector Fund (日本のSBI HoldingsとオランダのDevelopment Finance Companyの間で設立されたプライベートエクイティファンド)** :
 - シンガポールのフィンテック企業Bank-GenieへのシリーズA投資に関しSBI FMO Emerging Asia Financial Sector Fundを代理しました。この新ラウンドの資金調達により、Bank-Genieはフラッグシップ商品開発を加速することができました。Bank-Genieは金融機関が仮想支店を設立するためのモバイルソフトウェアを開発しています。
 - SBI FMO Emerging Asia Financial Sector Fundに対し、インドに子会社をもつフィンテック企業への投資に関しアドバイスを提供しました。Bank-GenieはSBI FMOと提携することで、SBI FMOが持つ金融サービスや新興のフィンテック市場における豊富な経験から利益を享受することができました。このSBI FMO ファンドはSBI Ven Capitalによる運営の下、新興アジア地域諸国(インド、スリランカ、バングラディッシュ、インドネシア、フィリピン、タイ、カンボジア、ベトナム)における将来性のある金融セクターへの投資を行っています。

知的財産

- **Panasonic Corporation (以下、「Panasonic」)** : Panasonic に対し、同社による3 つの子会社のUTAC Manufacturing Services Limited への売却に関する売買契約書の知的財産及びテクノロジーの観点につき、アドバイスを提供しました。UTAC Manufacturing Services Limited はUTAC Holdings Ltd の完全所有子会社で、半導体試験装置及び組み立てサービスを提供するプロバイダーの大手シンガポール企業です。部門売却された同3 つの子会社は戦略的にシンガポール、インドネシア、及びマレーシアで半導体試験場及び組み立て工場を運営しています。UTAC による総買収額はUS\$116.5 millionで、譲渡移転期間におけるサービス提供契約を含み、5 年間かけて支払債務が完了します。
- **社名非公開**: 日系多国籍自動車製造メーカーに対しデータプライバシー法及び規制、その他関連する問題点やドキュメンテーションについてアドバイスを提供しました。
- **社名非公開**: 大手日系多国籍企業がシンガポールにおける商標マークの異議申立提起の際に同社を代理し、商標マーク申請の取消しに成功し、初期段階で書面による同意を得ました。
- **Towa Corporation (以下、「Towa」)** : ASM Technology Singapore Pte Ltd 及びASM Pacific Technology Limited (以下、総称して「ASM」) に対するシンガポール高等裁判所における特許権侵害訴訟に関し、原告Towa を代理しました。弊所は侵害請求及び被告側の取消反訴請求に関し、弁護に成功しました。高等裁判所による本判決は[2016] SGHC 280 に記載されています。ASM はその後上訴裁判所に上訴しています。
- **社名非公開**: 大手日系発酵乳製品メーカーのブルネイにおける商標権登録に対し提起された商標登録異議申立に関し、その商標登録を維持することに成功しました。
- **社名非公開**: 大手日系ガラス基板製造メーカーに対する特許侵害請求に関し被告側代理人を務めました。
- **社名非公開**: 日系OA 機器メーカーが製造するインクカートリッジに関し、シンガポール及びマレーシアにおける同製品の模造品の捜査、強制捜査、及びその後の刑事追訴につきアドバイスを提供しました。
- **社名非公開**: 日系写真複写機・プリンター製造メーカーに対する知的財産権侵害と考えられる改造版写真複写機に関する捜査につき、同社を代理しました。

不動産

- **PGIM Real Estate Asia Retail Fund**: PGIM Real Estate Asia Retail Fund (PGIM Real Estate管理下のオープンエンド型プライベート投資法人) に対して、シンガポール証券取引所上場会社である不動産会社CapitaLand Limited と City Developments Limited の合併会社へのLiang Court mallの売却案件に関し、アドバイスを提供しました。
- **CapitaLand Limited**: Westgateを保有するInfinity Mall Trustの株式70%を、CapitaLand Mall Trust のトラスティであるHSBC Institutional Trust Services (Singapore) LimitedへUS\$577.11 million (S\$789.6 million)で売却するにあたり、アドバイスを提供しました。WestgateはシンガポールJurong Lake Districtにある小売店及びオフィスが統合された複合施設です。本Westgate開発はUS\$ 820 million (US\$ 820 million) に相当します。
- **Unilever (貸借人)**: シンガポール経済開発庁 (Economic Development Board) 仲介の\$60 millionに相当する、A-Reit (Ascendas Real Estate Investment Trust) のOne Northにおける、シンガポール初のコーポレートキャンパスの開発に関し、アドバイスを提供しました。Unileverが長期使用として本キャンパスを賃借しています。
- **Commonwealth Bank of Australia (以下、CBA)**: Starhill Global REITのトラスティである、HSBC Institutional Trust Services (Singapore) Ltdに対する、REIT所有されたNgee Ann City のユニットを担保としたJPY13 billionの融資に際し、アドバイスを提供しました。また、本新融資のレンダーであるCBAとの間の担保分配のアレンジメントに関して、既存レンダーである、Development Bank of Singapore、Oversea Chinese Banking Corporation、CBA、Societe Generale、ING Bank N.Vに対してもアドバイスを提供しました。
- **Farrer Court所有者**: 618のユニット開発事業をMorganite Pte Ltdに対しUS\$1.3388 billionで売却するにあたり、アドバイスを提供しました。Morganite Pte LtdはCapitaLand、Hotel Properties、Wachovia Development Corporationで構成されるコンソーシアムです。本件は、現在までシンガポール最大のコレクティブセール取引とされています。

お問い合わせ



Kia Meng Loh

Chief Operating Officer and
Senior Partner, Singapore
D +65 6885 3888
kiameng.loh@dentons.com



Li Chuan Hsu

Senior Partner, Singapore
D +65 6885 3660
lichuan.hsu@dentons.com

© 2025 Dentons. Dentons is a global legal practice providing client services worldwide through its member firms and affiliates. This publication is not designed to provide legal or other advice and you should not take, or refrain from taking, action based on its content.
Please see [dentons.com](https://www.dentons.com) for Legal Notices.